

第六節

環境奨励及び経済的阻害

環境の奨励及び阻害

第 32 条 - 国家持続開発審議会との事前協議を踏まえ、「省」は経済省及び大蔵省と合同で、汚染発生の、あるいは天然資源過剰使用もしくは非効率的使用のプロセス及び活動の転換を容易にするための環境奨励・阻害プログラムを作成するものとする。

更にこのプログラムは、環境的に健全なプロセス、事業、プロジェクト又は製品を実施あるいは生産する者に対する、又は天然資源保護を支援する者に対する税務的恩恵を包含する法律に取り入れられる。

本法の措置に時宜を得て適合する事ができるようにする事を目的として、多分野投資銀行 (Banco Multisectorial de Inversiones) は、金融システムが中小企業及びマイクロ企業を支援するための融資方針を設定する。

健全環境生産活動への支援

第 33 条 - 「省」は、環境奨励・阻害プログラムを用い、国内及び国際資金協力及び技術協力を促進し、諸企業に対してその生産活動の中に環境的に適切なプロセス及びテクノロジーの導入を助長するものとする。

環境施策の出資メカニズム

第 34 条 - 国家は、国家一般予算でこの目的に割当てられる予算以外に、民間資金又は国際協力を用いて、公的及び民間的環境施策のための出資メカニズムを促進するものとする。

環境施策のための手段獲得への支援

第 35 条 - 「省」は、国内及び国際資金協力及び技術協力を通して、環境的に健全な保護、回復及び生産の事業並びにプロジェクトに当て得る手段の施策において、市町村行政府、政府セクター及び非政府セクターを支援するものとする。

事業、工事又はプロジェクト中の環境構成要素に対する出資

第 36 条 - 国家の予算勘定又は市町村の予算勘定で、もしくは外国資金で出資された公共プロジェクトの中には、環境構成要素に出資するために、並びにそのプロジェクトを認可する環境許可に包含される諸条件及び対策に出資するために必要な勘定科目が含まなければならない。

国家環境賞

第 37 条 - 年間を通しての環境保護活動、あるいは国内で環境的に健全なるプロセス実施が際立った個人、企業、プロジェクト又は組織に対して、共和国大統領から毎年授与される事になる国家環境賞を創設する。

グリーンシール又はエコワッペン

第 38 条 - 本法の規則には、環境的に健全な、あるいは天然資源の持続的活用によるプロセス及び製品を証明する機関の信任及び登録を調整するための基準及び手順が含まれる。

登録された組織又は機関は、環境的に健全な製品又はプロセスに対して、「省」からの証明書発行に先立ち、グリーンシール又はエコワッペンを発行する。

第四章

環境ディメンション

単節

環境教育及び環境トレーニング

資格又は免状取得のための実習環境ディメンション

第 39 条 - あらゆる学位の取得のためには、関連諸法の定めるところにより、社会サービス向けの時間の一部を実習に当てなければならない。

科学・技術的研究

第 40 条 - 国家科学・技術審議会、大学、農牧省の国立農牧森林技術センター、教育省、及びその他の科学・技術的研究を振興及び開発する機関は、それぞれの行う科学及び技術の計画、プログラム及びプロジェクトの中に環境ディメ

ンションを含めるものとする。

環境自覚

第 41 条 - 「省」は、教育機関、環境保護非政府団体、企業セクター及びマスメディアと共に環境自覚プログラムの策定及び展開を振興する。

第五章

汚染防止及び管理

第一節

特別規定

人々及び国家機関の義務

第 42 条 - 全ての自然人又は法人、国家及び国家の分権化された組織機関は、環境を悪化させる行為を防ぐ義務、住民の健康及び生活の質、並びに生態系を損ね得る汚染、特に大気、水、土壌、海岸・海洋域の汚染を引起す活動を予防、管理、監視及び所轄官庁への告発を行う義務を有する。

汚染防止及び管理プログラム

第 43 条 - 「省」は、保健社会福祉省、及び国家環境施策システムを構成する組織機関と連携して、汚染予防管理用プログラム及び環境の質の基準達成用プログラムを作成する。この中で事業、工事又はプロジェクトの名義人による自己調整用のプログラムの段階的導入が振興される。

第二節

環境の質に対する技術的基準の設定

環境の質に対する技術的基準の承認

第 44 条 - 「省」は、国家科学・技術審議会と連携して、環境の質の技術的基準遵守に注意を注ぐものとする。共和国大統領によって承認された特別規則にその基準が含まれる事になる。

環境の質に対する技術的基準の見直し

第 45 条 - 物理的、化学的、生物学的、経済的及び技術的な変化や変更に基づいて、環境の質に対して必要となる技術的基準の再適合化を国家科学・技術審議会に提案するために、この基準を定期的に見直す事は「省」の義務である。

第三節

汚染防止及び管理

排出物インベントリー及び受容体

第 46 条 - 汚染に対する効果的管理を確実なものとするためには、「省」は保健社会福祉省及び所轄官庁と連携して、国の中で汚染が最もひどい地域を優先しながら、水、空気及び土壌の使用、又は保護の基準確立のために、受容体としてのこれら資源の能力を設定する。

そのためには、国家環境施策システムを構成する組織機関の支援を受けて、空気、水、土壌の質に対する技術的基準の設定及び適合を、科学的根拠の下に擁護する事を目的として、受容体中の排出物及び濃度のインベントリーを漸進的な形で作成する事を可能ならしめる情報を収集する。

大気保護

第 47 条 - 大気保護は以下に定める基本判断基準に拠るものとする：

- a) 固定又は可動性の物質自体に関して、あるいは物質と粒子、騒音、臭い、振動、放射線、光の変質、及びび人工的発生物と結びついた物に関して、大気が空気の質に対する技術的基準で定められている汚染物質の許容濃度水準を超えない事を確実にする。
- b) 人間の健康と快適な暮らし及び環境の利益のために、大気中への汚染物質排出を段階的に予防、減少又は排除する。
- c) 「省」は、国家環境施策システムを構成する組織機関の支援を受けて、エルサルバドル国が批准した国際協約の遵守を容易にするものとなる、気象変化及びオゾン層保護用国家計画の作成及び調整を行う。。

水資源保護

第 48 条 - 「省」は、水系流域の総合的運用を振興する。これについては特別法に拠る

ものとする。

「省」はこの件に関する立案、施策及び水系流域持続使用のための相互機関委員会を創設する。更に地方権力機関との一体化を振興する。

監督基準

第 49 条 - 「省」は、水の有用性及び質を監督する責任を有する。

この件については、以下に記す基本的判断基準が考慮された特別規則に技術的基準が含まれている。

- a) 利用者の参加を得て、調査及び必要な指針を通して、人間の消費、及び他の使用のために、水の有用性、量及び質を保証する。
- b) 水資源の使用及び有用において住民が正しい実践を行うように努める。
- c) 環境の質の技術的基準による設定水準内での水質維持を確実にする。
- d) 全ての投棄汚染物質が、その汚染物質を生み出した者により事前処理される事を補正する。
- e) 全ての下水の再利用事業は、本法の定めるところに基づき、当該の環境許可を保有するものである事を監視する。

土壌保護

第 50 条 - 土壌汚染の防止及び管理は以下に記す判断基準に拠るものとする：

- a) 「省」は環境区分け及び土壌使用のための指針を作成する。領土開発・整備計画及びプログラムの策定において、中央政府及び地方自治体は、人間の健康、快適な暮らし又は環境に対して危険をはらむ工業、商業、住宅、サービス用等施設のための許可及び規制を発する際、環境区分けの指針を遵守する義務を有する。
- b) 住民は家庭廃棄物、工業及び農業廃棄物の発生、再利用、貯蔵、運搬、処理及び最終処分において、正しい実践行動を取らなければならない。
- c) 「省」は、化学農薬から天然物及びバイオエコロジー物への段階的代替を達成する事を目的として、農生産活動において、生態系均衡を維持する天然の肥料、防黴剤、殺虫剤の使用及び害虫駆除への統合的運用を振興する。

- d) 「省」は、本法及び本法の諸規則の遵守において、化学農薬の使用が生態系均衡に低影響を成すものである事を監視及び確認する。

海岸・海洋環境保護

第 51 条 - 海岸・海洋環境の汚染予防のために、以下の対策が取られる：

- a) 「省」は、本法及び本法の諸規則の定めるところに従い、船舶の操船・航行活動の結果から生ずる廃棄物及びあらゆる汚染物質の流出及び投棄を予防及び規制する。
- b) 「省」は、所轄官庁と連携して、港湾、工業、海運、観光、漁業、水産養殖、運送及び人間定住の諸施設から発生する廃棄物の取扱いに関する指針を作成する。
- c) 「省」は、本法及び本法の諸規則の定めるところに従い、海岸・海洋地帯に展開する住宅地及び産業から出る下水の処理システムの利用に関する指針を発する。海岸・海洋地帯に汚染物質を排出する危険性をはらむ全ての事業、工事又はプロジェクトは、当該の環境許可を取得しなければならない。

固形廃棄物汚染及び最終処分

第 52 条 - 「省」は、保健社会福祉省、地方自治体行政府、及びその他の社会組織並びに企業セクター組織と連携して、固形廃棄物の源泉における削減、リサイクル、再活用及び適切最終処理の規則及びプログラムを振興する。その為に、最終処分用の場所の選定基準が取りこまれた、固形廃棄物取扱いのための国家プログラムが策定・承認される。

第四節

環境不測事態、緊急事態及び災害

環境災害予防

第 53 条 - 国家及びその諸機関は環境災害の予防、回避及び管理の方策を取る義務を有する。

環境緊急事態及び災害

第 54 条 - 環境災害の切迫又は発生において、その状況及び、それによってもたらされる結果の重大さが持続する期間に渡り、被災住民の支援し、引起された損傷の軽減に努めるために、全ての被影響地域が包含された、そして人的・資金的援助、救済、動員の対策が取り入れられた環境非常事態を国の執行機関は宣言する。

環境保全及び環境不測事態計画の作成義務

第 55 条 - 「省」は、国家非常事態委員会と連携して、国家環境保全及び環境不測事態計画を作成するものとし、国家非常事態委員会がこれを実施する。この計画は、専門化機関の支援を受けて省が作成する全国環境危険地図に基づいて、脆弱地域又は高危険地域に重点を置くものである。

危険プロセスを実施する、又は危険物質及び危険廃棄物を取扱う、あるいは上述された全国環境危険地図の中で定められた高危険地域に存在する公的組織及び民間組織は、その組織の行為、及び役割の特有領域及び分野での組織環境保全及び不測事態計画に、国家環境保全及び環境不測事態計画を、組み込む義務がある。

民間組織の場合には、その義務を有するにもかかわらず、計画を作成しない民間組織は、運営責任の違反により、その組織の組織環境保全及び不測事態計画を制定する事を保証するために、保証金を提出する事になる。

当該する環境許可の取得のためには、その取得を望む企業はその組織の組織環境保全及び不測事態計画を制定しなければならない。

第五節

環境危険及び危険物資

環境危険及び危険資材

第 56 条 - 「省」は、本法、及び本法の規制措置の定めるところに拠り、環境危険事業を査定する。

危険物質の持込み、通行、物流、貯蔵

第 57 条 - 危険物質の持込み、通行、物流、貯蔵は、保健社会福祉省、経済省及び高等保健審議会との調整を元に、「省」はこれを許可する。この許可のための手順は特別規則に拠る。

危険廃棄物

第 58 条 - 「省」は、保健社会福祉省、経済省及び各自治体との連携を元に、関連法律及びその諸規則の定めるところに従い、国内における危険廃棄物の取扱い、貯蔵、最終処理を統制する。

危険廃棄物持込みの禁止

第 59 条 - 国内への危険廃棄物の持込み、並びにその通行、放置及び貯蔵を禁止する。

危険物質、危険残留物及び危険廃棄物による汚染

第 60 条 - 危険物質、危険残留物及び危険廃棄物の使用、発生、回収、貯蔵、再利用、リサイクル、商業化、運搬、処理、あるいは最終処分を行う全ての自然人もしくは法人は、本法の定めるところに従い、当該の環境許可書を取得しなければならない。

第二編

特別措置

第六章

天然資源

単節

共通措置

国家会計への天然資源編入

第 61 条 - 環境・天然資源省との連携に基づいて、天然資源に経済的価値を付与し、これを国家会計に編入する事は、大蔵省、経済省及び外貨準備中央銀行の担当事項である。

天然資源活用許可

第 62 条 - 「省」がある天然資源の使用又は活用のために環境許可又は認可を与える場合には、環境影響を適切に予防、最少化、矯正又は補正するための対策が

なされているかが考慮される。

天然資源活用のための環境許可には、環境に対する特有保護措置が包含されなければならない。

利権書の提示要求

第 63 条 - 「省」は、環境許可取得の関心表明者に対して、天然資源使用及び活用のための環境許可授与に先立ち、管轄官庁発行の利権書の提示を要求する。

資源活用環境許可の取消し

第 64 条 - 以下に記される内容が資源活用環境許可の取消しの理由となるものである：

- a) 環境許可書名義人による環境許可に定められている諸条件の遵守の否定。
- b) 環境の質の技術的基準、及び資源の合理的・持続的活用基準の侵害。

第七章

再生可能天然資源

第一節

持続的活用

再生可能天然資源の使用及び活用

第 65 条 - 再生可能天然資源の使用及び活用は、それに属する生態系の適切保護を行い、その量と質の持続性を確実なものとしなければならない。
ある同一資源の使用に対してそれぞれ権限を有する諸機関は、その資源の活用における資源の持続性を確実にするために、機関の施策と本法及び本法の諸規則の措置との調整及び適合を行わなければならない。

第二節

生物学的多様性

生物学的多様性に対するアクセス、保護及び活用

第 66 条 - 生物学的多様性に対するアクセス、研究、操作及び活用は、本法、諸々の特別法及び我が国が批准した国際協定に従って、生物学的多様性の保護及び保全を確実なものとするために、資源を管理する役割を担った当局から授与された許可書、免状又は利権書によってのみ、これを行う事が出来得るものである。授与の手続きが取られる場合には、許可書、免状又は利権書の授与に先立ち、地域コミュニティに諮問を行う。

保全のための特別行動及び措置

第 67 条 - 国家は、生物学的多様性を監視する責任機関を通して、単一性で様々な生態系を代表する種、法的に宣言された絶滅の危機に晒された又は絶滅途上に在る種、及び在来種の胚原形質の保存規制を、これらが起源する場所において優先的に行う。

バイオテクノロジーの安全基準

第 68 条 - 「省」は、専門化された機関の支援を受けて、在来の生物学的多様性に対する不利な影響を最少なものにする目的で、バイオテクノロジーを通しての人間の行為から引起される多様性に対して、バイオテクノロジーの用い方を監督し、その多様性が従わなければならないものとなる安全基準を適用する。

生物学的多様性国家戦略

第 69 条 - 「省」は、生物学的多様性を監視する責任機関の参加を得て、本法の施行開始日から数えて一年未満の期限内に、生物学的多様性国家戦略を策定するものとし、この戦略は定期的に更新されるものとする。その策定及び実施のために、この戦略は全ての社会分野によって構成される。

第八章

生態系

第一節

水及び水棲生態系

水及び水棲生態系に対する施策及び使用

第 70 条 - 「省」は、現効法律及び以下に記す判断基準を考慮に入れて、水及び生態系に対する施策、使用、保護、取扱いに必要な諸規則を作成し、その承認のために共和国大統領にこれを提議する。

- a) 水及び生態系の取扱いは、その他の天然資源との均衡を守りながら、人間の消費を優先するという条件の中で実施される。
- b) 水棲生態系は、その諸要素間の相関関係及びその他の要素との均衡を考慮して取扱われるべきである。
- c) 生産性、生態系均衡、環境保全及び生活の質のために、又気候風土形態を維持するために、水循環の均衡がマイナスの変質を被らない事を確実にするための行動を促進する。
- d) 水の様々な使用を調整するシステムを通して、水の量及び質を確保する。
- e) 汚染影響から水資源を保護するための対策を制定する。
- f) 水資源開発の全ての利権者は、水資源保全の責任者である。

涵養地帯保護

第 71 条 - 「省」は、涵養帯水地帯を識別し、涵養帯水地帯の回復及び保護を可能にする活動を振興する。

第二節

海岸・海洋環境

海域及びその生態系

海岸・海洋資源に対する施策及び保護

第 72 条 - 自治体市議会及び所轄官庁と連携を取り、海岸・海洋地帯の天然資源を保護する事は「省」の義務である。

海岸・海洋資源利用整備方針

第 73 条 - 「省」は、所轄官庁と連携を取り、本法の施行開始日から数えて一年未満の期限内に、海岸・海洋資源利用に対する整備政策を作成し、資源の持続的

な活用活動及び保護に導くものであるこの政策の承認のために、これを閣議に提議する。

特別区の制定

第 74 条 - マングローブ林及び珊瑚礁地帯は生態的保護区であり、これらにおけるいかなる変質も許容しえないものである。これらの生態系を包含する海岸・海洋地帯は脆弱地域と見なされる地域である。

土壌及び陸棲生態系の取扱い

第 75 条 - 共和国大統領は、「省」の提議に基づき、以下に記す判断基準を元に、土壌及び陸棲生態系の取扱いに関する諸規則を作成する。

- a) 土壌及び陸棲生態系の使用は、その均衡を変質させる事無く、これらの有する天然資質、生産性と両立できるものでなければならない。
- b) 汚染による土壌の侵食、退行、あるいは地形学的及び地勢学的特徴の変更を誘発するような実践は回避しなければならない。
- c) 農業、畜産、林業、鉱山、都市計画、基盤施設等の事業、及び土壌の状態にマイナスの影響を与えるようなその他の事業を行う者は、土壌の保護及び回復を実践しなければならない。
- d) 土壌の重大な悪化を直接的又は間接的に引起すような土木工事を伴う建設や再生不可能天然資源の活用が行われる場合には、必要な再生及び復旧行為が実施されなければならない。
- e) 涵養帯水地域及び水系流域では、土壌、源泉、水流の保護が優先され、合わせてこれらの持つ基本流量が維持又は増加されるように努める。

上述事項に定められている事を遂行するために、「省」は技術訓練・移転特別プログラム、並びに反森林破壊・風化・砂漠化闘争国家計画を奨励する。

土壌保護対策の特別取扱い

第 76 条 - 退行土壌及び退行に危機にある土壌は、本法及び本法の諸規則で定める諸基準に基づき、特別保護の対象となるべきものである。

第三節

森林に対する施策及び持続的活用

森林に対する施策及び持続的活用

第 77 条 - 森林に対する施策及び持続的活用のためには以下の記載事項が考慮されなければならない：

- a) 農牧省と調整を行い、又管轄機関並びに組織化されたセクターと相談し、用材不適な木の利用価値、並びに水資源・土壌・生物学的多様性・エネルギーの保護体としての、及び大気中炭素ガスの定着、酸素発生、気候調整効果もたらすものとしての森林の環境使役価値が加味された、森林の経済的評価を考慮に入れて、森林再生を容易にし、振興させる市場メカニズムの集合体を「省」は作成し、これを適用する。
- b) 「省」は関係組織及び機関と調整を行い、土壌、生物学的多様性及び水の保全に対する価値を持つ事から、国家が取得すべき、あるいはその保護のための資金融資プログラムに含まれるべき森林地域の提議書を作成する。

国家は、資金融資の要請を通して、森林技術及び生物学的多様性活用プロジェクトを承認する。

第九章

保護区

単節

自然保護区システム

システムの創設

第 78 条 - 自然保護区システムを創設する。このシステムは本法が施行される以前に制定された区域、及び施行後に創設される地域から成るものである。

諸規則の適用を監視する事、保護区の保護及び持続的取扱いの政策、計画、戦略を策定する事、取扱い及び管理のための計画と戦略を承認する事、これらの実施をフォローアップする事は「省」の責任ある。

システムの目的

第 79 条 - 保護区システムの目的は以下の通りである：

- a) 自然状態の原地性生物区、生物学的多様性区、環境調整生態プロセス区及び自然遺伝形質プロセス区を保全する事。
- b) 調査及び技術的・化学的研究用のオプションを準備し、これを促進する事、環境解釈及び教育用の便宜を供与する事、レクリエーション・くつろぎ・観光の機会を与える事。
- c) 天然資源の保全、回復及び持続的使用を促進並びに助長する事。
- d) 水資源の発生源を保全・回復する事、並びに侵食・堆積を防ぐための効果的管理を可能なものとする行為を実施する事。
- e) 炭酸ガス定着、温暖効果の減少、天候安定への寄与、エネルギーの持続的活用といった、保護区から発生する環境使役効果を保全する事。

保護区取扱い計画

第 80 条 - 全ての保護区に対する施策は、関係住民の参加が含まれるべきである取扱い計画に基づいて行われなければならない、又その道の専門家によって作成されなければならない。

自然保護区施策委任

第 81 条 - 自然保護区に対する施策は国家を通して行われるが、国家はその役割を、基準の遵守及び取扱い計画の実施を保証することができる民間セクターの組織、又は自治機関に委任できるものとする。

第十章

再生不可能天然資源

単節

再生不可能天然資源の合理的活用

再生不可能天然資源の合理的活用に対する必要条件

第 82 条 - 再生不可能天然資源の合理的活用のためには、その件に関する諸法律の内容

を損なわない事と合わせて、以下の事が義務付けられる：

- a) 再生不可能天然資源開発のための利権又は許可を得る前に、当事者は環境影響調査報告者を提出しなければならない。
- b) 再生不可能天然資源活用の利権授与者は、発生する排出物、投棄物、廃棄物の責任者となる。
- c) 脆弱地域においては、本法及び他の特別法が課する制限事項によってのみ活用が承認される。
- d) 河川岸、湖沼岸及び浜辺の採石場での採掘、並びに岸辺の河川床材、湖沼床材及び浜辺の岸床材の採掘は、「省」によって発行された環境許可書によってのみ行う事ができる。

第三編

行政責任、民事責任及び刑事責任

第十一章

予防対策及び付帯処罰

単節

予防対策

第 83 条 - 「省」は、いかなる時点においても、理由の定かな合意を通して、再度の裁定が必要無いように裁定議の効力を確かなものにするために、違反による影響が維持・継続される事を防ぐために、そして環境及び生態系に対する予測可能な被害を防ぐために必要となる、暫定的性格の対策を取り得るものとする。

予防対策は、それぞれの具体的な仮定において保証しようとする目的の強さ、兼合い、及び必要性に適合したものでなければならない。

予防対策は、実際の被害、又は引起され得る潜在的被害の復旧を保証する保証金と代替し得るものである。

最終裁定が出された時点で、「省」は、環境に対して引起された損害の修復

を違反者に強いる事ができる。もし引起された被害が取返しのつかないものであれば、天然資源の損失又は損壊、あるいは環境悪化に対する賠償、並びに被害を受けた生態系を回復するために不可欠な補正対策を強いるものとする。

予防対策の適用

第 84 条 - 「省」は、その職権により、あるいは公共省、又はあらゆる自然人もしくは法人の要請により、環境あるいは人間の健康に対する重度な被害の発生する、あるいは切迫するに当たり、加害者が弁護表明に出頭するために 15 日間の期限猶予を与えた上で、前条で述べられた予防対策を命じる事ができる。

悪化の威嚇又は悪化を生じさせた責任者によりその原因がを取り除かれないうちは、この対策は継続するものであり、環境への直接的な悪化威嚇のある、又は悪化させる、あるいは人間の健康や住民の生活の質を危険に晒す、もしくは悪影響を及ぼす区域、プロセスあるいは製品には制限が加えられる。

「省」は、加害者に対して弁護抗弁表明のために与えた期限失効から数えて 10 日間期限において、課せられた予防対策の継続又は取消しに関する裁定を行わなければならない。

第十二章

環境違反、環境制裁、環境犯罪及び環境責任

第一節

行政責任及び民事責任

環境への汚染及び損害に対する責任

第 85 条 - その行為又は怠慢によりに、人間の健康に悪影響を及ぼし得る、又は環境を危険に晒し得るか害を成し得る、もしくは本質的な生態プロセスや住民の生活の質に悪影響を及ぼし得る物質又は廃棄物を排出、投棄、処分、流出する者は影響を受けた環境間又は生態系を復旧する責任者となる。その復旧が不可能な場合には、引起した損害・損失により国家及び個々の者に対して賠償するものとする。

第二節

環境違反

環境違反

第 86 条 - 本法及びその諸規則に対する違反は、国家及び地方自治体を含めた自然人及び法人によって犯された、以下に記される行為、又は怠慢から成るものである：

- a) 当該の環境許可を受けずに事業、工事又はプロジェクトを開始する事。
- b) 環境影響調査、環境診断及びその他の環境許可取得の目的を有するあらゆる情報において偽のデータを提供する事。
- c) 環境許可に含まれる義務を履行しない事。
- d) 定められた期日及び期限内に、本法が定める保証金を引渡さない事。
- e) 法律で要求される環境許可によって認可されるべき事業、工事、プロジェクト又は採掘権を、「省」による環境許可の授与がないにもかかわらず、これを承認する事。
- f) 事業、工事、プロジェクト又は採掘権の申し出人が環境許可のための法的必要条件を履行していない事を知りながら環境許可を授与する事。
- g) 天然資源の使用又は活用のため、活動が生み出すマイナスの環境影響を、発生した影響の水準を考慮して、予防、修正又は補正のために設定された期日及び期限内にこれらを行う事を採掘権所有者が否定する事。
- h) 環境の質の技術基準、及び資源の合理的・持続的活用の技術基準を違反する事。
- i) 「省」、又は調査の法的権限を有するその他の官庁に所属し、然るべく身分証明された者による調査を阻止又は妨げる事、あるいは事業、工場、工事又はプロジェクト内での環境検査又は環境監査実施に必要な協力をその者に提供しない事。
- j) 規則として定められた許容水準に違反する汚染物質を排出する事。

k) 人間の生活及び人体を危険に晒すような、危険なあるいは汚染をもたらすような物質、製品、残留物又は廃棄物の流出に関して、管轄官庁に時宜を得た通知をしない事。

l) 本法が課するその他の諸規則を遵守しない事。

環境違反の分類

第 87 条 - 環境違反は、環境、天然資源又は人間の健康に対してもたらす害を考慮に入れて、軽深刻及び重深刻に分類される。

a) 第 86 条の各項に定められているもので、軽深刻に該当する違反は d)、g)、j)、k)、及び l) である。

b) 第 86 条各項に定められているもので、重深刻に該当する違反は上記以外のものである。

制裁の適用

第 88 条 - 本法で定められている違反に対する制裁は、前もって正規の法的訴訟を遵守した上で、「省」によって適用されるものである。

「省」は省に属する役人に訴訟行為指図を委任できるものとする。

罰金の決定

第 89 条 - 現効のサン・サルバドル市向け都市部最低日給 30 日分を最低月給に等しいものと見なし、罰金は最低月給で設定される。

軽深刻違反は、最低月給の 2 倍から 100 倍が課せられる。重深刻違反は、最低月給の 101 倍から 5,000 倍が課せられる。違反の評定は制裁を行う官庁が担当する。行政制裁は制裁を受ける者に対して、犯した刑事責任を免除するものではない。

制裁の釣り合い及び基本

第 90 条 - 本法において調整及び設定されている行政制裁を課す上では、以下に記される状況を考慮に入れ、違反及び制裁の釣り合い原則が適用される。

a) 環境、人間の健康又は生活の質に対して引起された害の深刻度。

- b) 違反者が起きた害を修復するために取った行為。
- c) 違反者が手にした利益。
- d) 違反者の経済能力。
- e) 本法及び本法の規則に対する違反の繰返し。

第十三章

訴訟行為

第一節

制裁行政訴訟行為

訴訟行為開始

第 91 条 - 制裁行政訴訟行為は、「省」への告発又は通告によって、「省」の職権により開始される。

国家市民警察、自治体議会、共和国総合検察庁、人権擁護訴訟代理人局がいかなる媒体か、もしくは手段を通して環境違反を知った場合、その違反を犯した場所を直ちに検査する。この件に関して作成された調書は違反の証拠立てとなるものである。

違反被疑者の無罪は制裁訴訟行為の全期間中に推定される。

事前行為

第 92 条 - 制裁訴訟行為の開始に先立ち、有権限機関である「省」の役人は、状況発生の予備性格的裏付けを明確にする事を意図して、該当する環境問題に関する調査、究明、検査を行うための事前訴訟行為を行う事ができる。

訴訟行為指図及び立証

第 93 条 - 訴訟行為指図は、理由説明された裁定を通して命じられる。その指図には少なくとも以下の事が述べられている。

- a) 指図を命じる役人名、裁定の場所及び日付。
- b) 委任により任務を行う訴訟行為指図者の任命、及び通知者の権限を併せ持

つ書記の任命。

- c) 指図書が立証する事実、違反の種類及び該当し得る制裁の陳述。
- d) 訴訟審理の権利、被疑者によって行われた事の裏付けとなる法律及びその他の法律上の理由付けとなるものの提示及び引き合いの権利、無罪証拠の提出を求める権利、聴聞会行使の権利、及び正規の法的訴訟プロセスに基づくその他の保証に関する権利の指示。
- e) 既に取りられた暫定的性格の対策。

民事訴訟法第 220 条の第 3 項が定める形式に則ったものである、訴訟指図を命じる裁定は、被疑者へ通知される。通知行為ではこの件に関して作成された調書、及び事前訴訟行為があった場合にはその事前訴訟行為証明書のコピーが被疑者に提出される。

無罪を主張する者は、有利と判断される陳述書、書類、情報の提出のために、上記の通知の翌日から数えて 15 日間の期限を有するものであり、又この間に証明しようとする事実を発揮又は明治する事を意図した証拠提出手段を提案する。

陳述期間とは別に、10 日間の猶予日数を持って試験的に訴訟行為は開始される。

証拠の評価

第 94 条 - 環境役人の報告書は証拠物となる。

証拠は正当な判断尺度によって評価される。

裁定の理由付け

第 95 条 - 行政制裁の是非を決定する裁定は然るべく理由付けされるものとし、当事者によって提起された問題点を裁定するものである。

環境に対する損害の査定評価

第 96 条 - 行政制裁が課せられた場合には、環境に対して引起された被害の復旧、回復又は修復が違反者に命ぜられる。この場合、違反者にはこれらを行うために適当な期限が与えられる。これらが不履行の場合には、「省」が任命す

る専門家による、上記の被害復旧、回復又は修復へ向けられるべき投資額を決定する作業に取り組む。

被害の復旧、回復又は修復を命じる査定評価証明書及び裁定証明書は、違反者に対する執行力を持つものである。

再審

第 97 条 - 行政段階で宣告された全ての裁定は再審を認めるものである。猶予期間 10 日以内に「省」は判決に照らしあせて再審請求を取扱い、裁定する。再審を行使するための期限は、通知から数えて 5 日以内であり、行政訴訟行為の効力に対する選択的性格を有する。

最低制裁

第 98 条 - 訴訟のいずれの段階においても、被疑者は違反を犯した事を認め、環境に対して引起した被害を復旧又は修復し、害に苦しんだ人々に賠償を行う場合には、裁定制裁を課すものとする。

第二節

司法訴訟行為

第一段

司法権

環境司法権

第 99 条 - 訴訟を取扱い、これを裁定するための環境司法権は、それによって環境を損ねる行為から派生する民事責任を導き出すものであり、以下の機関に該当するものとなる：

- a) 農環境第一審裁判所
- b) 農環境第二審裁判院。これはサン・サルバドル市に所在する事になるもので、農環境第一審裁判所での判決に対する上告を取扱うためのものである。同様に、ここでは補助保証人としての資格で、公僕及び国家に対して行われる訴訟の第一審も取扱う事となる。

第二段

訴訟及び民事責任

民事責任

第 100 条 - その行為又は怠慢によって環境を損ねる国家、地方分権機関、全ての自然人及び法人は、発生した損害及び被害を修復する義務がある。

可能な場合には、被害を受けた生態系を復旧するか、被害が再生不可能な場合には補正行為を実施する。

団体もしくは集団法人である場合には、その管理者、労働者、及びこれらの団体もしくは集団法人と契約関係を持つ企業の行為は、これらの団体もしくは集団法人の命令及び指令によって行なわれたものと法的に見なされ、その結果、引起された環境被害に連帯して責任を持つものと見なされる。

民事訴訟の行使

第 101 条 - コミュニティに対して引起された環境被害の修復に対する民事訴訟は、以下の者によって行い得るものである：

- a) 直接又は間接的に損害を被った自然人もしくは法人。
- b) 提訴状に氏名、身分証明書番号、居住地、署名又は右手親指の指紋を添付した、法人の法定能力の無いコミュニティの一員である住民 5 名。
- c) 共和国総合検察庁、並びに人権擁護訴訟代理人局。

簡易裁判訴訟行為

第 102 条 - 本法で考慮されている民事訴訟は、民事訴訟法の定めるところに従い、訴訟の中で論争の余地のある出来事の問題点を裁判官が立証する事を可能ならしめる、適切と判断される証拠類を要求する権限を有する裁判官により簡易裁判で処理される。

証拠は正当な判断尺度によって評価される。

環境裁判の中では、その役割行使の中で作成された官憲の報告書は、特別性格な証拠立て手段となるものである。

最終判決の効力

第 103 条 - 提訴人が法人の法定能力の無いコミュニティである場合には、そのケースによっては、宣告される最終判決は、そのコミュニティの特定の者達だけではなく、全員に対して有利又は不利となるものである。

上告

第 104 条 - コミュニティに対して引起された環境被害の修復に対する民事訴訟は、以下の者によって行い得るものである：

第三節

刑事責任

刑事責任

第 105 条 - 本法の定める措置に違反する結果として罪を犯す者は、刑事法の定めるところに従い、これを処罰するものである。

刑事訴訟

第 106 条 - 環境刑事訴訟は公のものであり、その行使は共和国総合検察庁の担当であるが、これは自然人又は法人が、本法及び刑事訴訟法に規定されているところに従い、その個人の訴訟の権利を行使し得る事を何ら損なうものではない。

第十四章

暫定措置及び最終措置

単節

環境診断

第 107 条 - 本法が施行される時点で稼動しており、本法の第 20 条の定めるところに従い環境影響評価にかけられねばならない、公共又は民間の事業、工事もしくはプロジェクトの名義人は、最長で 2 年の期限内に環境診断を作成し、

「省」にその診断書を提出しなければならない義務を持つものである。
「省」は、危険産物を発生しているか、もしくは危険プロセスを使用している、あるいは高度の汚染物質の排出が发せられる稼働中の事業、工事又はプロジェクトの場合には、上記の期限を 1 年までのより短い期限を設定する事ができる。

環境診断書には、関係許可の授与の必要条件である、当該の環境適合プログラムを添えなければならない。又、稼働中の事業、工事あるいはプロジェクトの環境汚染及び環境影響の種類と水準が含まれなければならない。

環境診断の内容、範囲及び作成手順は、本法の規則の中で定められる。

環境適合プログラム

第 108 条 - 環境適合プログラムは、そのケースによっては、環境におけるマイナスの影響を軽減又は補正するために、汚染水準を減少するための全ての対策を包含しなければならない。

事業、工事又はプロジェクトの名義人は、環境適合プログラムの実施のために、最長 3 年間の期限を持つものとする。

高度の汚染物質の排出が发せられる稼働中の事業、工事又はプロジェクトの場合には、上記の期限は減少され得る。

自発的適用計画

第 109 条 - 事業、工事又はプロジェクトの複雑性及び規模によって、環境診断及びその環境適合プログラムに従わなければならない場合、そして所有者が申請する場合には、所有者は、環境監査の実施を伴うものである自発的適用計画に基づくものとする事ができ、監査の結果によって所有者は「省」の指導を受けて当該の環境適合計画を作成する事になる。この環境適合計画を適用に移す期限は 2 年以内とされる。

稼働中止

第 110 条 - 稼働中のもので、本法の第 107 条、108 条及び 109 条の定めるところを遵守していない事業、工事又はプロジェクトは、規定された法的要求が遵守されるまで、その稼働が中止されるものである。

環境管轄

第 111 条 - 本法第 99 条で述べられている裁判所及び裁判院が設立されない間は、本法及びその諸規則に対して犯された違反の取扱いは、民事案件又は複合案件を管轄する第一審裁判所及び第二審裁判院がこれに対応するものである。

国家環境状態報告書第一版

第 112 条 - 本法第 31 条で述べられている国家環境状態報告書の第一版は、本法が施行された時から数えて 6 ヶ月以内に「省」によって作成され、共和国大統領によって国民に示される事になるものである。

初期訴訟行為

第 113 条 - 1997 年 1 月 20 日付け官報第 334 卷 11 号で発表されたものである、立法令第 904 号を通して 1996 年 12 月 4 日に発行された刑事訴訟法が施行されない間、治安裁判所判事は、その管轄区で犯された環境犯罪に対する、初期訴訟行為を行うための法廷権限を有する。

規則

第 114 条 - 共和国大統領は、本法施行日から数えて 180 日以内に、本法及び本法で定められた特別規則に対する総合規則を発行する。

本法の特殊性

第 115 条 - 本法は特殊性を持つものである事から、本法の諸基準は、これに相反するいかなる基準に対しても優位に立つものである。

有効

第 116 条 - 本法は官報で発表されてから 8 日間を持って有効となる。

1998 年 3 月 2 日エルサルバドル国サン・サルバドル市、立法議事堂青の間にて制定。

フアン・ドゥック・マルティネス
議長

ヘルソン・マルティネス
第一副議長

シロ・クルス・セペダ・ペーニャ
第二副議長

ロナル・ウマーニャ
第三副議長

ノルマ・ゲバラ・デ・ラミリオス
第四副議長

フリオ・アントニオ・ガメロ

ホセ・ラファエル・マチュカ・セラジ

ヤ

第一書記

第二書記

アルフォンソ・A・アルバレンガ
第三書記

ヘラルド・アントニオ・スビジャガ
第四書記

エルビア・ビオレタ・メンヒバル
第五書記

ホルヘ・アルベルト・ビジャコルタ
第六書記

アルマンド・カルデロン・ソル
共和国大統領

ミゲル・アラウホ
環境・天然資源大臣